特定胚の取扱いに関する指針の調査・検討状況について

これまでに3回プロジェクトを開催し、指針案の第4条まで調査・ 検討。これまでの調査・検討結果の概要は以下の通り。

#### 1.研究を認める特定胚について

## (1) 全体論

- ・ヒト胚全体についての議論が充分に行われていないことから、 生命倫理専門調査会における「ヒト受精胚の取扱いの在り方」 の議論の方向性が出るまでは基本的にヒト胚の研究利用は行う べきではない。
- ・研究を認める場合でも、動物の胚又は細胞のみを用いた研究その他特定胚を用いない研究によって得ることが出来ない科学的知見が得られるなど作成の要件を満たすことが必要である。

# (2) 個別の特定胚について

# 人クローン胚

免疫拒絶反応のない移植医療・細胞治療に関する研究など 有用性は一番高いが、法律で禁止している人クローン個体の 作成に繋がる怖れが最も高いことから、生命倫理専門調査会 の「ヒト受精胚の取扱いの在り方」の議論を待って判断。

## ヒト動物交雑胚

ヒトの種としてのアイデンティティを脅かす個体になる怖れがある上に、研究の有用性は当面想定されていないことから、今回の指針策定にあたっては認めるべきではない。

## ヒト性集合胚

ヒトの種としてのアイデンティティを脅かす個体になる怖れがある上に、研究の有用性は当面想定されてないことから、

今回の指針策定にあたっては認めるべきではない。

#### ヒト性融合胚

初期化の研究や免疫拒絶反応のない移植医療・細胞治療に関する研究など有用性はあるが、それらの研究にはヒト性融合胚を用いなくとも他の方法があるのでそれによるべきであることから、生命倫理専門調査会の「ヒト受精胚の取扱いの在り方」の議論を待って判断。

#### ヒト胚分割胚

不妊治療研究など、研究の可能性は考えられるが、有性生殖による一卵性多児の人工的産生が可能である上に、基礎研究としても疑問があり、今回の指針策定にあたっては認めるべきではない。

#### ヒト胚核移植胚

ミトコンドリア異常症等の予防・治療に対する有用性はあるが、他の代替手段もあること(卵の核移植による方法)、 生殖による一卵性多児の人工的産生が可能であることから、 生命倫理専門調査会の「ヒト受精胚の取扱いの在り方」の議 論を待って判断。

## ヒト集合胚

初期胚段階での細胞治療の研究などに用いる可能性はあるが、有用性が極めて低いことから、今回の指針策定にあたっては認めるべきではない。

# 動物性集合胚

動物体内での移植用臓器の作成研究など有用性が認められるとともに、基本的に動物であることから研究利用を認める。

ただし、現時点においてES細胞ほど有用性があるか明らかではなく、ヒトの受精胚の滅失を伴う動物性集合胚の作成については当面は認めない。

なお、この胚へのES細胞の導入について議論となり、あ

らかじめ否定することはしないこととし、その旨を答申など で明記することとした。

## 動物性融合胚

研究の有用性が当面想定されてないことから、今回の指針 策定にあたっては認めるべきではない。

# 2.研究実施の手続きについて

#### 共通事項

研究を認める胚を「ヒト受精胚を用いない動物性集合胚」に限 定したことから、第4条等のヒト受精胚に係る手続きは必要ない ので指針からは削除する。

#### 第2条関連

以下の点を踏まえ、規定振り等を適切に修正する。

- ・動物性集合胚の作成に必要となる組織の種類
- ・細胞バンクの利用など細胞の提供者から同意を得ることが出来 ない場合について考慮すること
- ・提供者のプライバシー保護の観点